2432	180010x1xxx0xx	敗血症（1歳未満）		なし	4	7	30	2.552	2.099	1.890
2433	180020xxxxxxx	性感染症			4	8	30	3.700	2.624	2.231
2434	180025xxxx00xx	新型コロナウイルス感染症	なし	なし	4	8	30	3.666	2.194	1.865
2435	180025xxxx02xx	新型コロナウイルス感染症	なし	2あり	6	13	30	7.309	2.248	1.911
2436	180025xxxx03xx	新型コロナウイルス感染症	なし	3あり	10	21	60	7.490	2.325	1.976
2437	180025xxxx04xx	新型コロナウイルス感染症	なし	4あり	9	24	90	7.292	2.735	2.325
2438	180030xxxxxxx	その他の感染症（真菌を除く。）			4	9	30	3.171	2.345	1.993
2439	180035xxxxxxx	その他の真菌感染症			8	27	90	3.754	2.906	2.470
2440	180040xx99x0xx	手術・処置等の合併症	なし	なし	3	8	30	3.378	2.323	1.974
2441	180040xx99x1xx	手術・処置等の合併症	なし	1あり	7	18	60	3.572	2.548	2.165
2442	180040xx97x0xx	手術・処置等の合併症	あり	なし	4	14	60	3.001	2.249	1.911
2443	180040xx97x1xx	手術・処置等の合併症	あり	1あり	15	34	90	3.307	2.400	2.040
2444	180050xx99x0xx	その他の悪性腫瘍	なし	なし	3	10	30	3.569	2.416	2.053
2445	180050xx99x1xx	その他の悪性腫瘍	なし	1あり	4	10	30	3.436	2.483	2.110
2446	180050xx97x0xx	その他の悪性腫瘍	あり	なし	4	9	30	3.103	2.287	1.944
2447	180050xx97x1xx	その他の悪性腫瘍	あり	1あり	11	24	60	3.349	2.442	2.076
2448	180060xx99xxxx	その他の新生物	なし		2	4	30	3.512	2.492	2.118
2449	180060xx97xxxx	その他の新生物	あり		2	5	30	2.968	2.106	1.790

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。
（一）「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類番号ごとに入院日（Ⅱ）のⅠの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
（二）「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類番号ごとに入院日（Ⅱ）のⅠの欄に掲げる日数を超え入院日（Ⅱ）のⅡの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
（三）「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類番号ごとに入院日（Ⅱ）のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日（Ⅱ）のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

20　4に規定する病院、5に規定する病院及び6に規定する病院の医療機関別係数は、病院ごとに別に厚生労働大臣が定める基礎係数、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数と、別に厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰとを合算して得た係数とする。

○厚生労働省告示第九十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。 一　次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に規定する検査又は手術を受ける患者 イ　D415―6　壁側胸膜凍結生検法 ロ　K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）　1　乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものに限る。）	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。 一　次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査又は手術を受ける患者 イ　D412―3　経頸（けい）静脈的肝生検 ロ　K013―3　自家皮膚非培養細胞移植術